

令和8年3月13日

法改正に伴うテキスト等の修正箇所

本年受験にあたり刑法改正により、懲役刑と禁錮刑は廃止され、新たに^{こうきんけい}拘禁刑が創設された関係により、国税徴収法の第187条から第189条の一部に改正があります。

従来：懲役 ➡ 新法： ^{こうきんけい} 拘禁刑

テキスト及び理論集を下記の通り、懲役を拘禁刑に訂正をお願い致します。

◎ テキスト

- 5 - 6 ㊦ 質問及び検査の拒否及び罰則 7行目
- 15-38 ㊧ 滞納処分免脱罪 1 納税者の場合 6行目
 - 3 財産価値を減少する行為の相手方となった者の場合 2行目
- ㊨ 検査拒否等の罪 1行目
- 15-39 ㊩ 暴力団員等に関する虚偽陳述 2行目

◎ 理論集

- 5 -1 質問及び検査
 - P. 34
 - ㊦ 質問及び検査の拒否及び罰則 1行目
- 15-5 罰則規定
 - P. 145
 - ㊧ 滞納処分免脱罪 (1) 納税者の場合 5行目
 - (3) (1)又は(2)の行為の相手方となった第三者の場合 2行目
 - ㊨ 検査拒否等の罪 1行目
 - P. 146
 - ㊩ 虚偽陳述の罰則 2行目